

ナショナルセンター機能の充実に向けて

國分 武

1 全労連の結成と組織拡大

(1) 全労連は「たたかうナショナルセンター」 として結成された

全労連は1989年11月、連合による右翼的潮流と決別し、「闘うナショナルセンター」として結成された。

源流は1966年の「選挙闘争の経験を交流する労働組合懇談会」である。その後、69年「全民主勢力の統一のためのアピール」(38単産アピール)を経て、74年「統一戦線促進労働組合懇談会」(統一労組懇)の結成が全労連の前史と言えよう。実に前史から10年以上も闘い続けて「闘うナショナルセンター」を結成し、以降も闘い続けて全労連は30周年を迎える。脈々とした全労連運動の流れの中で、30年周年を位置づけ、前進に向けた新たな課題を考えたいと思う。

(2) 財界の思惑を打破し全労連は120万人で結成、未加盟は約380万

「全労連の結成に対して、政府・財界やJC(金属労協)幹部からは、…『闘うナショナルセンターは時代遅れ』『3日で溶ける路上の水』(全労連編『全労連20年史』(以下『20年史』)2009年10月刊、21ページ。以下の「」内は、ページ数を付していないものも含め、主に『20年史』からの引用)などと無視された。しかし、いざ蓋を開けると、結成時の組織人員は「全労連140万

人、連合は800万人と公表」され、連合に行かない単産は、新聞労連、国労、全港湾、全農協労連、出版労連、全損保など多くの単産におよび、連合・全労連への未加盟組合は政府統計でも約380万人になった。政財界は、闘うナショナルセンターが100万人を超える勢力になるとは予想しなかったように思う。結果として、政府・財界がもくろんだ労働戦線の右翼的再編はこの時点で挫折したともいえよう。

(3) 結成10年で153万人、政府もナショナルセンターと認知

「98年6月末全労連調査による組織人員は、153万769人となり、史上最高の峰を築いた」全労連は結成から10年間は組織を増やし続けたのである。99年に政府は初めて全労連をナショナルセンターとして容認。ILO総会に全労連のオブ参加を認め、その後、中央労働委員会や地方労働委員会の委員の任命(現在12人)、2006年には労働審判員51人の任命と続いた。組織増勢が続いた理由は、結成後の熱気と「総対話と共同」の路線の定着であった。特に97年大会は「10万人オルグ大運動」を提起し、1年間に2万近い未加盟労組訪問が取り組まれ、未加盟の4分の1に地方組織がアタックしたという記録が『20年史』に残っている。

結成20周年を迎える前年08年には、「200万全労連の建設600地域組織の確立」の目標に対して、121万人、464地域組織の到達点を築き上

げた。これらの背景には、2000年に「21世紀初頭の目標と展望」を提唱し、新世紀を展望する組織拡大構想や、三点セットの配置（常設労働相談所、ローカルユニオン〈地域労組〉、地方共済会）、2004年の組織拡大推進基金の推進など様々な努力が積み重ねられた。

(4) 結成30年で100万人を維持

2019年7月は、結成30周年を直前に控え、組織人員は101万7,412人と100万人を超える勢力を維持している(19年7月第58回評議員会資料)。

2016年に新4か年計画を提起し現在実践中である。新4か年計画は、組織拡大に特別財政を組み、「総がかり作戦」と言われるもので、全労連本部に専任オルグを置き、単産と地方組織が総がかりで作戦計画を立て、全労連からも出資して実践するという。この結果、団塊の世代の組合員減少が続く中、年間10万人以上の組織拡大につながった。

しかし、この間の政府資料では、結成時の120万人が80万人まで後退している。特に、単産だけの数字は53万7,488人（年金者組合を除く）となっており、地方直加盟が27万1,337人となっている。この冷厳な事実をもとに、新たな組織拡大戦略が求められていると言えるだろう。(表1)

2 組織拡大強化から考える全労連の改革課題

(1) ナショナルセンター機能と

規約第3条

私はこれまでも2回、『労働総研クォーター』を通じて問題提起を行っている。

1回目は単産機能調査の結果で、民間単産の危機的状況を分

析し、「全労連加盟産別の組織拡大・強化の取り組みは『闘う潮流』としての一体感にかけ、産別独自路線に見えた」と結論づけている(2015年夏季号、No.99、32ページ)。2回目は地方組織の実態調査の結果で、地方組織が単産に遠慮している実態を示し、結論として、「全労連が『調整組織』から『指導的組織』に成長するためには、単産と地方組織が全労連に『一体化』しつつ、…『ナショナルセンター』論を確立する必要があると思う」と論じている(2017年夏季号、No.106、29ページ)。

そこで、この問題をさらに掘り下げるべく、全労連規約第3条の観点に基づきナショナルセンター機能とは何かを考えてみた。

『20年史』は、「ナショナルセンターとは、働く者を構造的に代表する中央労働団体であり、『全国的に要求と闘争を統一し調整する機能』の発揮が最大の責務である」(22ページ)として、ナショナルセンター機能を位置づけている。

さらに『20年史』では、総評は全国単産の結集体で、総評運動の土台を支えていた県評・地評は会費納入義務を負わず、機関会議での議決権を持たないオブザーバー的存在であったことを指摘した上で、「全労連の規約第3条は『産業別全国組合および都道府県別組合で構成する』としている。これは、全労連は全国単産や地方組織の上部団体としてあるのではなく、自立・独立した組織である全国単産と地方組織をそれぞれ対等な構成組織とする集合体、言うなら全国単産と地方組織は、全労連運動と組織とともに共同の責任をもつ

表1 地方組織加入を含む労組中央組織の組合数と組織人員

	全労連		連合		いずれにも未加盟	
	労働組合数	組合員数	労働組合数	組合員数	労働組合数	組合員数
1988年	9,351	1,206,092	39,185	7,658,979	23,728	3,726,918
2008年	8,200	976,846	32,970	6,726,928	16,300	2,673,598
2018年	7,076	808,825	29,425	6,950,085	14,348	2,596,709

注) 全労連に「年金者組合」はカウントされない。

出所：厚生労働省「労働組合基礎調査」。

関係にあることを意味している」とし、「全国単産のいわば縦の運動と地方組織の横の運動を一体に、縦糸と横糸で全国的で強力な面の運動をつくるのが重要だからである」「地方組織は全労連の下部組織でなく、都道府県別の自主的、独立的組織として、その地域だけに存在している地場の企業別労働組合や全労連未加盟の全国単産の地方組織でも自由に加盟できる組織であり、このことにより、未組織労働者の組織化も大きく前進させるからである」(69 ページ)とも述べている。さらに、「全国単産と地方組織を対等な構成組織としたナショナルセンターは、我が国の歴史では初めてのことであった」(同)としている。

(2) 地方組織の発展が全労連を支えている

この全労連規約第3条は、結成後の地方組織＝ローカルセンターを大いに励ました。地方組織は、独自要求を掲げて自治体キャラバン行動を開始、各自治体に全労連と都道府県労連の存在を知らせ、社会的地位を大いに高めた。すべての労働者を視野に、地方組織独自の地方政策の充実と民主的陣営の統一戦線構築に大いに奮闘してきた。労働法制大改憲と護憲・戦争法反対をはじめ、T P P、消費税など様々な国民的課題、リストラ合理化、争議支援、地域最賃引き上げや地域春闘の構築などに単産や地方民主勢力と結合して奮闘してきたのである。その結果が、2016年、2019年の参議院選挙や地方首長選挙での野党統一候補の当選に結びついたと私は考える。

特に、東北6県はすべての県で自公候補に勝利している。東北地方全体の課題はT P Pであり、東北各県労連や全労連未加盟の全農協労連の課題でもあった。東北各県労連には全農協労連の下部組織が参加し、県労連で主要な役割を果たしている。こうして東北各県労連が中心となり、地方の民主的陣営の統一戦線的闘いを組むことによ

て、T P Pが参院選の一大争点として浮上し、自公候補に勝利したと言えるだろう。規約第3条による地方での実践が、T P P阻止という要求で全労連と中立組合・民主勢力の共同を生み、国民的課題での統一戦線的闘争に結びつき、初歩ではあるが、規約第3条がめざした内容は着実に実りつつあるといえるし、30年間の全労連運動の地方での到達点ともいえる。

しかし、成果の反面、規約第3条の正しい運用が行われず、単産や地方組織独自の発展が全労連軽視につながっていないのか？ 全労連の一体的発展を阻害していないのか？ と懐疑的にならざるを得ない側面もある。この点では、全労連の求心力の低下だと思われ、全労連が単産や地方組織の運動と噛み合った方針や問題提起もせず、当たり触りのないようなことを言っている限り、単産や地方組織はマイペースでと言うことになるのだろうと思う。ナショナルセンター機能が「指導的機能」どころか、「調整機能」さえ薄れつつあるようにも感じるのは私だけなのだろうか。

(3) 組織拡大強化を地方・地域で単産と一体で進める

規約第3条は、全労連の運動と組織に対して、全国単産と地方組織が共同の責任を負っているとしている。しかし、2年前に実施された地方組織調査の結果は、「全労連や地方・地域組織が単産におもねり、単産に対しての批判や厳しい意見を言えない関係が醸成されつつある」というのが、私の率直な感想である。全国単産に対する遠慮・配慮は、それ自体がナショナルセンターの威信にかかわる点もあり、無視できないが、1例だけあげておきたい。現在、弁護士や学者・知識人を中心に、関西における全日建連帯労組の大量逮捕に関連して、これが「全ての労働組合、民主主義への弾圧だ」(「連合通信」4/18) だとして、署名

運動が展開されている。「労組弾圧」であれば、いろいろな政治的事情があろうとも、労働組合の立場から、その経緯と背景を明確にし、一定の見解を示すべきだと思うのだが、全労連は、ある単産に遠慮して、ものをいうのもためらっている。

全労連や地方組織が全国単産に遠慮するのは、第3条に基づき「共同の責任」を追求していないことになる。同時に、「共同の責任」をいうのであれば、緻密な方針と統一行動により全組合員が決起するような内容を、統一ビラにして大宣伝し、職場の学習・決起集会を指示・点検するまで、ナショナルセンター・ローカルセンターが責任を負うことを意味している。規約第3条による地場の企業別労働組合や全労連未加盟の全国単産の地方組織を対象とした働きかけは、現在どうなっているのだろうか。地方調査結果によれば、「中立友好労組や民主団体への地方組織機関紙の配布は4割を切っている」のが実態である。

原因を地方組織の力量低下に求めるのではなく、「共同の責任」追求に求めるべきだと考える。過去と現在では力量も時代背景も違うが、第3条の趣旨は変わらないし、「総対話と共同」の全労連スタンスは変わっていないはずだ。

全国単産とはいったい、18年度厚生労働省調査では、民間は医労連の155千人を筆頭に、生協労連64千人と続くが、2万人台が2単産、1万人台が2単産、その他は1万人以下だ。民間単産の地方組織は専従者さえ配置できない実態なのである。公務では自治労連が142千人、全教66千人、国公労連63千人であり、連合の競合単産より数の上では大幅な格差があるのが実態だ。(表2)

この現実こそ、全労連が一体となって闘う必要性を示しているし、全国単産が地方・地域と結びついて、組織拡大運動に打って出るしかないことを証明している。私の知識不足かもしれないが、なぜ公務各単産が空白・ないし勢力の弱い県に対

して、県労連とタイアップして、公務単産の諸宣伝を行わないのか理解に苦しむ。ナショナルセンターの違いを超えて、野党との共同が進む時代だから、今がチャンスと思わないのだろうか。国民課題を中心とする統一戦線の闘いは進んでいるのに、組織拡大強化の課題は遅々として進んでいない。現在、雇用者数は5,940万人で、雇用者全体の組織率は17%、非正規では8.1%にすぎず、中小零細企業(100人以下)は0.9%である。ほう大な未組織労働者を視野に入れた、組織拡大強化の課題こそ、全労連が単産・地方組織一体で取り組むべき課題と考える。そのためには、ナショナルセンターとして統一宣伝物が必須となる。その観点から全労連機関紙等の充実に力を入れるべきと改めて主張する。全労連は各単産と各地方組織に「総がかり作戦」を指示しているが、腹の座ったナショナルセンターの指導性発揮で、その成功を期待したい。

(4) 全労連役員の選出方法を抜本的に改革する

規約第3条の前提となる、全労連・全国単産・地方組織の「共同の責任」は、全労連の方針づくりと統一闘争の実践になる。ならば、全労連方針や統一闘争方針の作り方の過程が極めて重要となるが、指導部の選出方法に踏み込んだ考え方は私の周辺には見当たらない。すなわち、全労連四役・常任幹事・幹事会の選出方式と役員体制のあり方が、全労連、全国単産、地方組織の「全労連運動と組織とともに共同の責任」を果たせる態勢になっているかどうかの問題だと思う。

表2 公務3単産の組合員数比較

全労連(千人)		連合(千人)	
自治労連	142	自治労	785
全教	66	日教組	230
国公労連	63	国公連合	80

出所：厚生労働省「労働組合基礎調査」。

第1は、幹事会のあり方である。

現状は私の知る限り、幹事会は各単産と全国8ブロックの代表で総勢50人近い。これでは方針を議論する会議ではなく、「方針を徹底させる代表者会議」ないし、「意思統一のための会議」に過ぎないと感じる。幹事会は指導部なので、提案内容に異論や意見があれば自由に発言でき、一致点追求のための議論が深められるような会議運営・組織運営が行われているかどうか、鋭く問われる問題であろう。

第2は、常任幹事会のあり方である。

全労連方針と統一闘争を具体化する機関は、四役と常任幹事が出席する常任幹事会だが、方針や統一闘争の進捗状況はどこが把握しているのか？

その辺になると、途端にあいまいになるのが実情ではないのか。要するに口悪い言い方をすれば、「全労連は上部団体ではないから、方針は出しっぱなしで良く、点検の必要もない。各組織の自覚任せ」であり、単産と地方組織は「全労連の方針は理解するが、うちはうちで何とかする」という悪弊が蓄積していないかということだ。「共同の責任」というならば、四役・常任幹事が自分の組織の全責任をかけて全労連常任幹事会で侃々諤々の討議をしなくてはならないはずである。全労連の役員として派遣されている常任幹事が、自らの担当課題であるかどうかにかかわらず、全労連の常幹として本当に責任をもって議論に参加しているのかどうか問われる問題でもある。しかし、現状では、「常任幹事が単産や地方組織に組織的責任を持っていない存在、すなわち単産や地方組織から切り離された存在」となっていることが、より大きな問題ではないかと私は考えている。

第3は、役員選出の抜本的改革である。

現状・実態では、役員選考委員会が設置されてはいるものの、単産や地方組織からは「可視化」できていないのが実態ではないだろうか。何年か

前にある地方労連から議長に立候補したが、「わけの分からない団結論」が飛び交って、投票行為までは至らなかったこともある。全労連に熱い思いを寄せる人物の立候補の権利は当然のことである。

「抜本的に」の意味は、各単産や地方組織の責任者が、四役や常任幹事になるという意味である。私はもっと事務局を充実させ、常任幹事は一部のプロ専従者だけは残して、単産・地方の組織責任者が参加できる常任幹事会に変えるべきだと考えている。

(5) 組合費の流れを変える

組合費の配分については以前にも述べた（『全労連地方組織の組織拡大・強化の課題』『労働総研クォーターリー』No.106）が、組合費の大部分が各単組に使われ、資本との闘いや未組織の組織化に使われていないということだ。この問題になるとそっぽを向く人も多いが、労働運動研究家の赤堀正成氏は著書『フランス総同盟の組織構造』で、組合側の主体的取り組み次第と結論づけている。

赤堀氏は、「CGTの組合費は1%に固定し、組合費の67%は、地区労、地評、産業別組織、総同盟に移される。組合費が当該組合の財政に残る比率は、日本は87%だが、CGTのサンディカでは基本的に33%である。組合財政の配分は相手の都合に関係なく、もっぱら労働組合の自治において解決しうる問題であるにも関わらず、問題のみが指摘されたままで半世紀以上も放置されてきたのは所詮、『企業意識』である」（要約）と述べている。全労連も企業別組合の集合体であり、「闘うナショナルセンター」が30年間何をしてきたのかという指摘でもあろう。私は、赤堀氏の言われる「企業意識」ではなく、労組リーダーの「組合費の流れ」改革に対する、意識と意思の欠如にあると考えている。特に「組合費の流れ」

に決定的な影響を持つ全国単産の意識改革が求められる。その意味では全労連の指導性と単産・地方組織・全労連が方針も運動も一体化することが重要だと考える。

すぐに実現するとは思えないが、その方向を目指して、全労連指導部が腹を据えて旗を振り、組合費の流れを変えることだと思う。

当面は、低賃金の非正規労働者が4割を占める情勢の中では、正規労働者で賃金も比較的高い全労連組合員が、それぞれ「応能負担」原則を發揮して、かつて総評がベトナム反戦で「1日分の賃金を」と訴えて、相当なカンパを集めたような提起を、なぜ全労連にはできないのだろうか。そうした大胆な提起が、組合費の流れを変えることにつながると、私は確信するのだが。

(6) ローカルセンターから全労連改革の狼煙を上げよう

規約第3条に基づけば、地方組織＝ローカルセンターは全労連と対等平等である。地方組織の中には、全労連未加盟の単産もあるし、地場の独立組合もある。その条件を生かして、地方組織が改革の狼煙をあげることも、全労連改革の一環として位置づけられよう。上記に提起した、役員改革、組合費の流れ改革に加えて、私が提起したいのは、民間単産の部会化（5万人以上の単産は除いてもかまわない）による、組織化の受け皿づくりである。

民間単産の部会化とは、同じ事務所に勤務し、組織拡大方針の作成と実践を共有化することだ。部会化で各単産の事務経費は削減できるし、組織化のノウハウも交換でき、単産の枠を超えて連帯感も生まれよう。組織化は個人加盟を原則とし、加盟先はローカルセンター（地方労連）とし、地方組織が本人同意のうえで所属単位組織を指定す

る。現在進行形の地域組織づくりと競合するが、地域労組も産別・業種別の方向を模索しているので話はつきやすいし、部会と地域労組の統合も考えられる。

ただし、企業別に新規組合を立ち上げる組織化手法は、膨大な中小企業を考えれば間尺に合わないし、非正規労働者の企業帰属意識や、欧米の組織化手法などからみて、私は間違っていると考える。部会を産業別・業種別に単一組織化し、統一要求・統一闘争で鍛えなおし、そこへ新たな組合員を迎えられるよう、組織化手法を抜本的に改めることが必要と考えている。

組織化のための民間単産の部会化が進めば、民間単産の統合化も進むと考える。民間部会に結集する各単産が納付する組合費（おおむね2%）の半額は地方組織に回し、地方組織を通じて各全国単産に納付し、残りは部会と地方組織が使うようにすれば、単産と地方組織の一体化も進み、組合費の流れも改革できる。

終わりに

『全労連20年史』を読むと、当時の先輩たちが「誰のために」「何のために」「闘うナショナルセンター」を結成したのか、熱い思いが伝わってくる。

この10年間、全労連・単産・地方組織にも様々な困難や妨害・苦闘があった。私たちは知恵と力を結集し、団結して闘ってきたと思う。その苦闘の結果、政治情勢は過去20年間より大きく変化している。だからこそ私は言いたい。10年間の闘いを総括し、様々な教訓を引き出し、新たな闘いに備えよう。

（こくぶん たけし・会員、労働組合研究部会）